

序章 基本的事項



1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもので策定が義務づけられています。

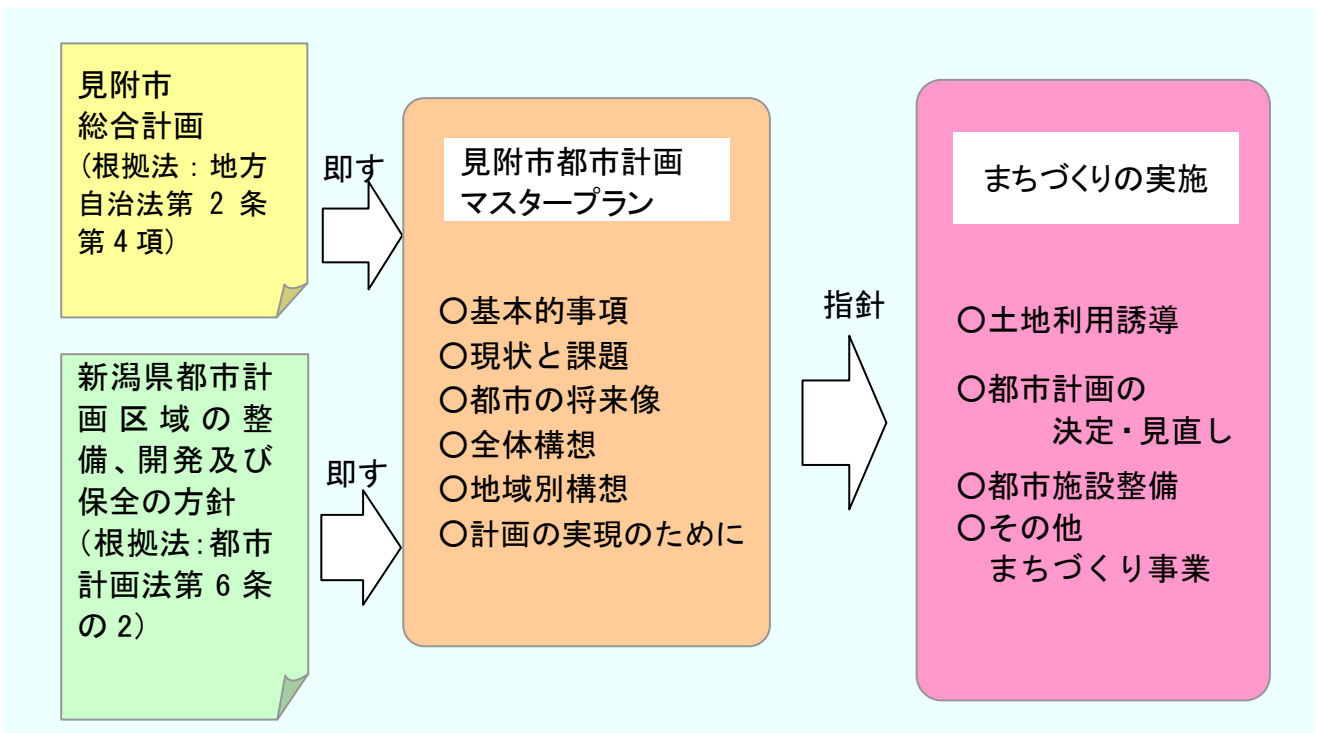
「見附市都市計画マスタープラン」は、「第4次見附市総合計画」に示された基本理念『**住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ**』に基づいた都市の将来像を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となります。

2. 計画の位置づけと構成

「都市計画マスタープラン」は、「総合計画（基本構想）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定することと定められており、まちづくりを実現するための土地利用誘導、都市計画の見直し、道路・公園等の都市施設の整備、市街地整備、各種まちづくり事業に関する施策を展開する上での指針となるものです。

「見附市都市計画マスタープラン」は、市全体の視点により市全域を対象とする「全体構想」、市民の生活の視線で身近な地域を対象とする「地域別構想」、これらの構想を実現していくための考え方を示した「計画の実現のために」などの5章で構成します。

（1）計画の位置づけ



(2) 計画の構成

<p>序章 基本的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画マスタープランとは ・ 計画の位置づけと構成 ・ 計画の目標 ・ 対象区域 ・ 策定にあたって
<p>第1章 現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見附市の概要 ・ 見附市の現状と課題 ・ 社会情勢の変化
<p>第2章 都市の将来像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの基本理念 ・ まちづくりの目標 ・ 都市政策の重点目標 ・ 将来都市構造
<p>第3章 全体構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の土地利用方針 ・ 都市防災の方針 ・ 交通体系の方針 ・ 景観資源の保全・活用の方針 ・ その他都市施設の方針 ・ 持続可能な都市形成の方針
<p>第4章 地域別構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域別構想の考え方 ・ 見附地域 ・ 今町地域 ・ 北谷地域 ・ 葛巻地域 ・ 新潟地域 ・ 上北谷地域
<p>第5章 計画の実現のために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体が参画する協働のまちづくり ・ 都市計画マスタープランの評価、見直し ・ まちづくり実現の方策

3. 計画の目標

(1) 目標年次

目指すべき都市像を実現していくためには、各種都市計画事業の実施や土地利用の規制・誘導などを、相当程度長い期間を要して行っていかなければなりません。そのため、都市計画には一定の継続性や安定性も要請されるため、概ね20年後の2030年(平成42年)を目標年次とします。

なお、本マスタープランは社会経済情勢の変化や各種計画の変更が生じた際には、必要に応じて見直しを図ることとします。

(2) 目標人口

見附市の人口は将来減少していくと予想されており、平成42年時点の人口は3万4千人程度になると考えられます。一方、見附市第4次総合計画では平成27年時点の目標値として、4万5千人と設定しており、平成17年より約5.5%の人口増加を目指すこととしています。人口減少は市の活力低下などに影響する大きな課題であるため、都市計画マスタープランでも定住人口をまちづくりの大きな柱と位置づけ、目標人口は総合計画との関連性から4万5千人とし、定住人口の減少に歯止めをかけるため、住みたいと思える暮らしやすい都市をめざします。

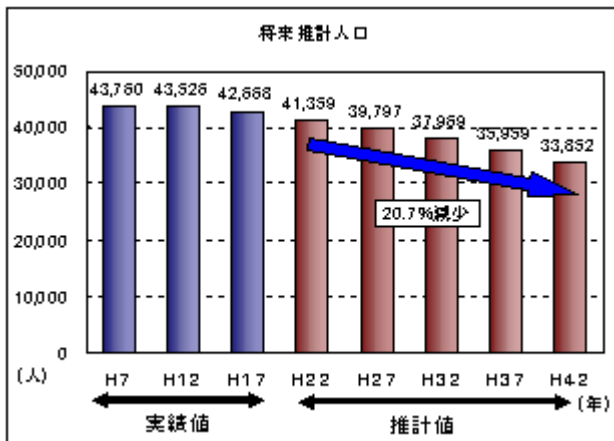


図 見附市の将来人口 資料：国勢調査
国立人口問題研究所

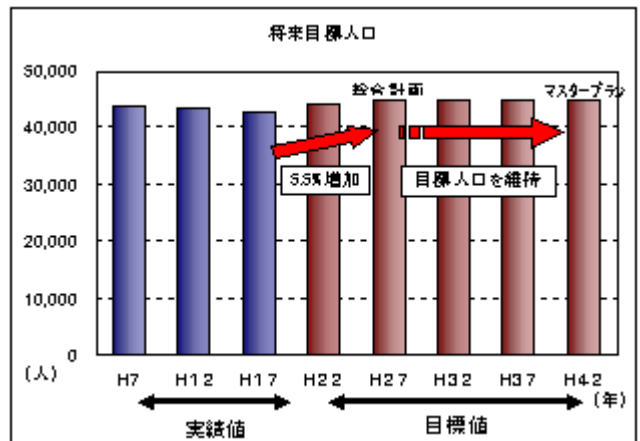


図 見附市の将来人口の目標値 資料：国勢調査
見附市第4次総合計画

4. 対象区域

本計画は見附市全域を対象とします。

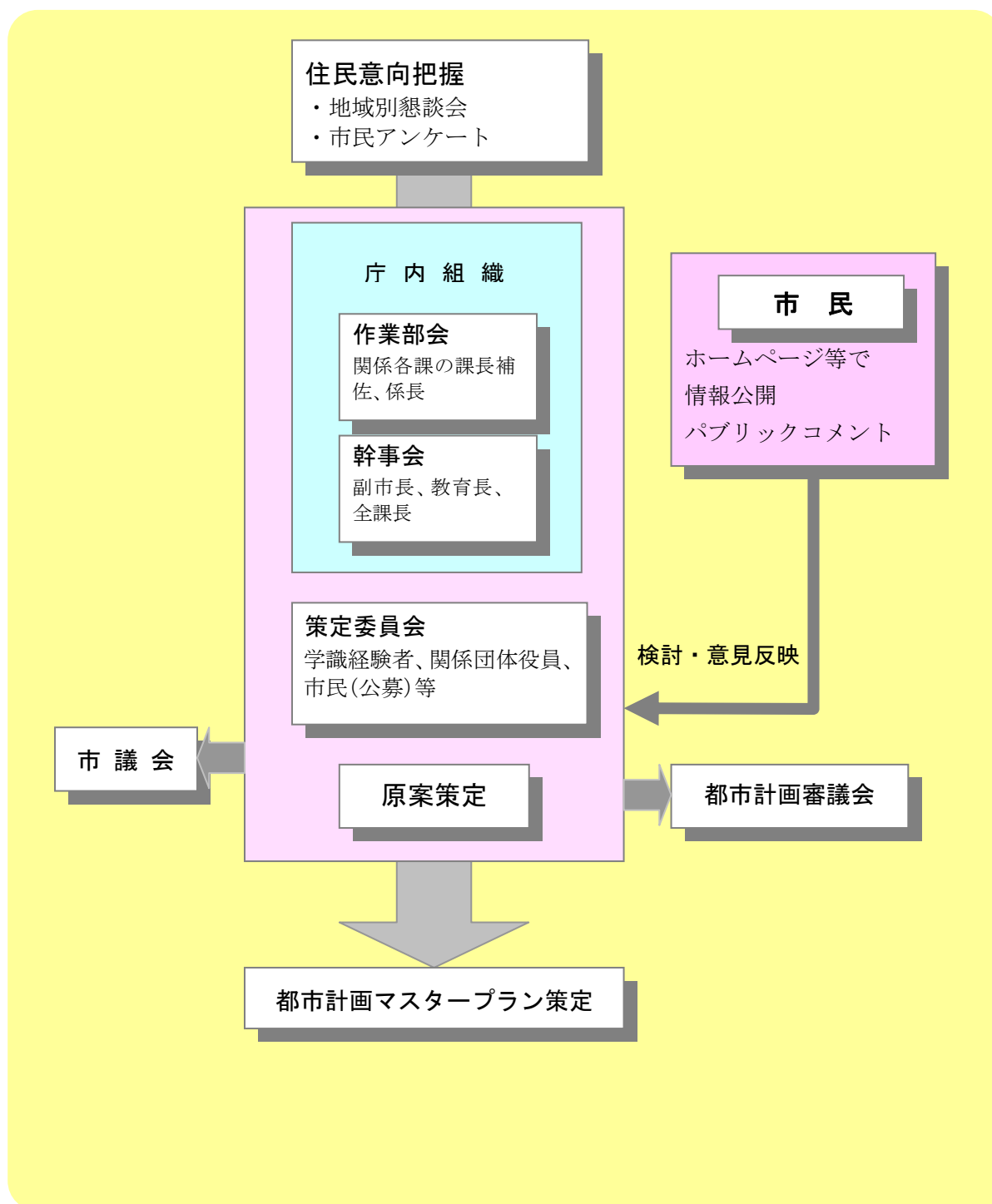
なお、都市計画法上、都市計画を定める範囲は、原則として本市の「都市計画区域」が対象と考えられますが、見附市では、将来的展望において一体の都市として、総合的な整備や開発、保全をする必要があると考え、都市計画区域外も含めた「見附市全域」を対象区域とします。

5. 策定にあたって

地域の特性を踏まえて、特徴を活かした魅力的なまちづくりを市民との協働で進めるため、市民アンケート、地域別懇談会（公民館単位6地区）により市民ニーズの把握に努めました。

策定にあたっては、学識経験者を含む市民主体の「策定委員会」を開催し、併せて広報やホームページ等により、広く市民の意見を収集しながら案を作成しました。

策定の体制



- ※ 作業部会… 各分野単位で具体的な項目検討及び内容の調整を図った計画案を幹事会へ諮ります。
- ※ 幹事会… 市内組織の最終的な決定機関として計画案を協議し、その結果を策定委員会に提案します。
- ※ 策定委員会… 学識経験者や関係団体、市民等で組織し、幹事会から提案された計画案を、広範な見地から検討して原案を作成し、市長に提案をします。

